

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	機械等の型式検定の代行業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部安全課
	関係部局・課	労働基準局安全衛生部労働衛生課

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>労働安全衛生法では、プレス機械又はシャアの安全装置、防じんマスク等については、製造時に構造規格に適合していること等を確認するため、厚生労働大臣による登録を受けた者によって検定を受けなければならないこととしており、安全装置、防じんマスク等のように量産品でサンプルチェックにより安全性が確認できるものについては、型式ごとに検定を行っている。</p> <p>※プレス機械 金型を用いて、主として材料を曲げ、絞り、せん断などの塑性加工を行う機械 シャア 連結された2つの刃物の交さ運動によって板材をせん断する機械</p> <p><参考>労働安全衛生法44条の2第1項</p>
関連公益法人名
(社)産業安全技術協会、(社)日本クレーン協会

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>プレス機械又はシャアの安全装置、防じんマスク等の検定対象機械は、構造上又は性能上の要件を欠いた製品が流通した場合、安全装置が作動せずプレスに挟まれること等により作業場内の労働者が死傷し、又は粉じんを吸い込むこと等により重篤な職業性疾病に罹患するおそれがある。そのため、第三者による型式検定を実施しており、労働者の安全確保を図るため、本制度の必要性は高い。</p> <p>また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）を受けて、平成16年度には労働安全衛生法第46条で登録の要件を</p>

整備・検定機関の登録化を行い、登録要件に該当する検定機関において検定を行うことにより適正・効率的な検定を行うこととしている。

1 登録機関数 2 機関

2 検定の実績

平成 1 6 年度	平成 1 5 年度
6,603	6,471

3 登録の要件

- (1) 型式検定を行うために必要な機械器具その他の設備を用いて型式検定を行うものであること
- (2) 必要な要件を満たす検定員が申請に係る型式検定の業務を行うために必要な数以上であること
- (3) 必要な要件を満たす主任検定員が置かれていること
- (4) 型式検定の対象機械等を製造等する者に支配されていないこと
(根拠：労働安全衛生法第 5 4 条の 2 で準用する第 4 6 条第 3 項)

評価結果 (事務・事業の必要性)

国民の生命及び安全への関心が非常に高く、プレス災害の防止、防じんマスクの適切な使用等による石綿による健康障害防止等が重要な行政課題となっている中、プレス機械の安全装置、防じんマスク等が所定の規格を完全に具備しないときには災害又は疾病を発生しやすく重大な結果を招来する可能性が大きいいため、当該機械等が所定の規格を具備するか否かを確認する本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検定機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。

3. 特記事項

なし。